

## 食物（牛乳）アレルギーによる学校給食費の減額等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、食物アレルギーのうち牛乳アレルギーを有する児童生徒に対し、学校給食費から飲用牛乳代金の減額を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象児童生徒）

第2条 学校給食費の減額の対象となる児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）は、市立の小学校及び中学校において、「学校における食物アレルギー対応の手引（平成29年2月制定）」に基づき食物アレルギー対応の申請を行い、対応について決定されており、かつ、医師から牛乳飲用が不可であると診断された者とする。

（申請及び決定）

第3条 対象児童生徒の保護者は、学校給食費の減額を希望する場合、食物（牛乳）アレルギーによる牛乳提供の中止及び学校給食費減額申請書（様式第1。以下「減額申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、その申請の内容を審査し、必要があると認めるときは、その申請年度分について、食物（牛乳）アレルギーによる牛乳提供の中止及び学校給食費減額決定通知書（様式第2）により保護者に、食物（牛乳）アレルギーによる牛乳提供の中止及び学校給食費減額決定通知書（様式第3）により学校に通知しなければならない。

3 症状等に変化がない場合においても、前項の規定により決定された学校給食費の減額を翌年度以降も引き続き希望する者は、毎年度減額申請書を教育委員会に提出しなければならない。

4 対象児童生徒が市外の小学校及び中学校へ転校するときは、第2項において決定された内容は、その日をもって終了するものとする。

（再開）

第4条 医師の診断により牛乳の飲用が可能となり、牛乳提供の再開を希望する保護者は、学校給食における牛乳提供の再開依頼書（様式第4）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、速やかに牛乳の提供を

再開するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。